

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺言書を発見したときは

Q: 父が死亡して1週間ほど過ぎた頃、父のタンスを整理していたら、封印された遺言書が出てきました。開封してもよいでしょうか。

A: 勝手に開封してはいけません。

【解説】

封印のある遺言書は、家庭裁判所において、相続人またはその代理人の立会いのもとに開封しなければなりません。

また、公正証書以外の遺言書は、遺言者の死亡を知ったらすぐに、家庭裁判所へ検認手続の申立てをしなければなりません。

検認とは、その遺言書が、いかなる用紙に、いかなる筆記用具で記載されているか、その文章の内容や日付、署名等はどうなっているかを調べ、これを調書に記録しておく手続きです。後日の偽造変造を防止することを目的としています。

検認は、証拠保全の手続きに過ぎないので、検認を経たからといって、遺言の内容が正しいと判断されたり、遺言が有効であることを保証するものではありません。また、検認手続を経ないからといって、遺言が無効となることはありませんが、遺言書の提出を怠ったり、検認手続を経ないで遺言を実行したり、封印のある遺言書を勝手に開封したりすると、5万円以下の過料の制裁があります。

